

平成24年10月17日

会社名 株式会社ほっかほっか亭総本部
代表者名 代表取締役社長 青木 達也
問合わせ先 社長室室長 外所美知子
T E L 03 (5776) 6601

株式会社プレナスに対する損害賠償請求訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「当社」）が、株式会社プレナス（以下「プレナス」）に対して提起しておりました訴訟（控訴審）について、本日、東京高等裁判所より判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所
平成24年10月17日

2. 訴訟を提起した会社（原告・控訴人）の概要

- (1) 商号 : 株式会社ほっかほっか亭総本部
- (2) 所在地 : 東京都港区浜松町二丁目4番1号
- (3) 代表者の氏名 : 代表取締役 青木 達也
- (4) 事業内容 : 持ち帰り弁当の販売、ほっかほっか亭フランチャイズ業
- (5) 資本金 : 30,000,000円

3. 訴訟の相手方（被告・被控訴人）の概要

- (1) 商号 : 株式会社プレナス
- (2) 所在地 : 福岡市博多区上牟田1丁目19番21号
- (3) 代表者の氏名 : 代表取締役 塩井 辰男

4. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、当社がマスターフランチャイザーとして展開する持ち帰り弁当販売事業「ほっかほっか亭」に関して、プレナスをエリアフランチャイザー（地域本部・地区本部）とするフランチャイズ契約を締結しておりましたが、プレナスが契約違反行為を繰り返したことから、平成20年12月16日付で、プレナスに対して、契約違反に基づく損害賠償を請求する訴訟を提起しております。本件訴訟については、平成22年5月11日付にて、東京地方裁判所より、

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決が言い渡されておりましたが、当社といたしましては、当該判決は到底納得できるものではなかったことから、当該判決の是正を求め、平成22年5月25日付で東京高等裁判所へ控訴し、プレナスに対し、金23億2,698万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めていたものであります。

5. 判決の内容

東京高等裁判所の判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
 - ① 被控訴人は、控訴人に対し、10億9,008万円及びこれに対する平成20年12月28日から支払い済みまで年6分の割合による金員を支払え。
 - ② 控訴人のその余の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを4分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。
- (3) この判決の第1項(1)は、仮に執行することができる。

6. 今後の対応について

本判決は、プレナスが「ほっかほっか亭」フランチャイズチェーンを離脱して「ほっともっと」フランチャイズチェーンを立ちあげるにあたり、当社との間のフランチャイズ契約が定める競業避止義務や傘下加盟店を承継すべき義務等に違反したことを認めるとともに、これらの義務違反は、フランチャイズ契約から生ずる当社の利益を全て奪いかねない重大なものであったとして、プレナスの損害賠償責任を認めたものであります。当社は、判決文を精査し、今後の対応を検討してまいります。

以上